

# 広島司法書士会会則

---

## 第15章 補 則

### (連合会の代議員)

- 第115条** 連合会会則第19条第1項の代議員は、司法書士会員のうちから総会で選出する。  
ただし、年度の途中において欠員を生じた場合は、理事会で補欠を選任できるものとする。
- 2 第28条第2項、第3項、第29条及び第30条の規定は、前項の代議員について準用する。

### (名誉会長、顧問及び相談役)

- 第116条** 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長が、総会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、そのときに退任するものとする。

### (清算人の選任の申立て)

- 第117条** 法人会員が、法第44条第1項第6号又は第7号に掲げる事由により解散した場合において、必要があるときは、本会は、裁判所に清算人選任の申立てをすることができる。

### (規程及び細則への委任)

- 第118条** この会則の施行に必要な規程及び細則は、理事会の承認を経て、会長が定める。

### (施行期日)

- 1 この会則は、認可の日から施行する。

附則（平成20年2月12日法務省民二第538号認可）

- 1 この会則は、平成20年5月25日から施行する。

- 1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

- 1 この会則は、平成22年5月29日から施行する。

- 1 この会則は、認可の日から施行する。

附則（平成24年1月16日法務省民二第99号認可）

- 1 この会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行の日（平成24年7月9日）から施行する。

- 1 この会則は、認可の日又は平成25年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成24年8月31日法務省民二第2245号認可）

- 1 この会則は、平成25年6月1日から施行する。

- 1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成26年10月1日法務省民二第438号認可）

### (綱紀調査委員の任期に関する経過措置)

- 2 会則第48条第7項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の任期については、第48条第4項の規定にかかわらず、他の綱紀調査委員の残存期間と同一とする。会則第48条の

## 広島司法書士会会則

---

2 第3項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の予備委員の任期についても同様とする。

(法務局等の長に対する報告に関する経過措置)

3 第107条の2の規定にかかわらず、会則の変更が効力を生じたときにおいて、既に綱紀調査委員会に調査が付託された事案については、なお従前の例による。

1 この会則の変更は、平成27年10月1日から効力を生じる。

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成28年3月8日法務省民二第172号認可）

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成28年12月16日法務省民二第960号認可）

1 この会則の変更は、平成29年5月27日から効力を生じる。

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生じる。

附則（平成29年9月22日法務省民二第579号認可）

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

附則（令和元年11月14日法務省民二第508号認可）

(特定事件報告に関する経過措置)

2 変更後の第94条の2の規定に基づき、令和2年1月末日までに提出を要する最初の特定事件報告書は、同条第1項の規定にかかわらず、令和元年7月1日から同年12月31日までに関与した事件を対象とする。

附則（令和2年7月31日法務省民二第604号認可）

(施行期日)

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

附則（令和2年7月31日法務省民二第604号認可）

(施行期日)

1 この会則の変更は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日から効力を生ずる。ただし、会則の変更の認可が法律の施行の日の後となる場合は、認可の日とする。

(改正法附則第2条による継続の届出)

2 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）附則第2条の規定による司法書士法人の継続の届出に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則（令和2年7月31日法務省民二第604号認可）

(施行期日)

1 この会則の変更は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日から効力を生ずる。

(清算中の法人の会費に関する経過措置)

2 この会則の変更が効力を生ずる日において清算中の法人会員は、この会則の変更の効力が生じた日の属する月の前月末日に解散したのものとして、第24条ただし書の法人会員とみなす。